

京都大学学術情報メディアセンターKUIINS 及びKUIINS 接続に対する提供サービス及び利用負担金規程の一部を改正する規程

京都大学学術情報メディアセンターKUIINS 及びKUIINS 接続に対する提供サービス及び利用負担金規程（平成14年11月22日総長裁定）の一部を次のように改正する。

題名中「学術情報メディアセンター」を「情報環境機構」に改める。

第1条中「京都大学学術情報メディアセンター利用規程（平成14年達示第23号）第20条及び第21条第2項」を「京都大学情報環境機構教育用コンピュータシステム及び学術情報ネットワークシステム利用規程（平成17年達示第15号）第14条及び第15条第2項」に、「学術情報メディアセンター」を「情報環境機構」に、「センター」を「機構」に改め、「の情報サービス部」を削る。

第2条中「情報サービス部」を「機構」に改め、同条第2項第9号中「センター」を「機構」に、「学内共同利用運営委員会」を「情報環境機構運営委員会」に、「センターの長」を「機構長」に改める。

第4条中「センターの長」を「機構長」に、「センター」を「機構」に、「学内共同利用運営委員会」を「情報環境機構運営委員会」に改める。

第5条中「センターの長」を「機構長」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。